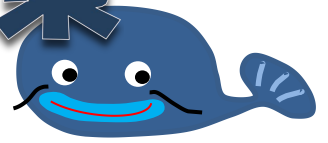


住まいの地震対策

～ あなたと家族の命を守るために ～



令和6年能登半島地震による住宅被害

日本は地震の多い国であり、高山市においてもひとつごとではありません。

地震がいつ起こるのかを予想するのは難しいですが、被害を少なくするための準備はできます。

高山市では、住まいの耐震対策に支援を行っています。

無料

① 耐震診断

最大震度7を記録した令和6年能登半島地震では、死因の多くが家屋の倒壊でした。

住まいの耐震診断を受け、住宅の健康診断をしてみませんか？

◎対象要件

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建て住宅
- ・階数が3以下で延べ床面積が500㎡以下
- ・併用住宅（店舗等がある住宅）の場合、半分以上が住宅であること
- ・特殊な構造（丸太組み工法など）でないもの



木造戸建住宅の耐震診断って、何をやるの？

「岐阜県木造住宅耐震相談士」が、家の柱や梁、壁、基礎や屋根などを調べます。

家のどんなところが地震に弱いのか？といったことも分かります。

（壁を壊すことはありませんが、全ての部屋や基礎などを見せていただきます）

◎今年度の申込期間（予定）

	申込期間	相談士派遣決定時期	診断結果受取時期
1期	4/15～5/29	6月中旬	7月～8月
2期	6/1～7/31	8月中旬	9月～10月
3期	8/3～9/30	10月中旬	11月～12月
4期	10/1～11/30	12月中旬	1月～2月



②木造住宅耐震改修工事



耐震診断により耐震改修が必要とされた木造住宅には、耐震改修工事の補助があります。筋かいの設置や、柱や土台を補強する工事などが対象です。

●補助金の額

耐震改修工事の種類	補助率	補助限度額
100%改修工事 (倒壊しにくい耐震強度まで改修する工事)	10/10	180万円
70%改修工事 (ある程度倒壊しにくい耐震強度まで改修する工事)		120万円

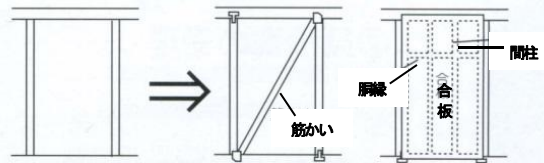
筋かいって何？耐震改修工事って…？

耐震改修工事では、こんなことをします。

- 筋かいを入れたり、構造用合板を張ったりして、強い壁の量を増やす
- 壁の量を増やし、バランスよく配置する
- 土台・柱・筋かいなどの接合部を、金物等を使って堅固にする



など。費用や期間は、工事の内容によって変わります。



◎その他注意事項

- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象です。
- ・耐震改修工事と一緒に行うリフォーム工事も対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。



③耐震シェルターの設置



木造住宅の一階に耐震シェルターを設置する事業の補助があります。

寝室などに耐震シェルターを設置することで、地震が来ても安全な空間を作ることができます。

●補助金の額：30万円（補助率10/10）

◎対象要件

- ・平成12年5月31日以前に建築された木造住宅
- ・耐震診断を受けた結果、耐震強度が不十分であることが確認されているもの
- ・安全性が確保されていることが確認できるシェルターであること（詳しくはお問い合わせください）

【お問い合わせ先】

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
高山市 建築住宅課 開発指導係
電話 0577-35-3159

(木造戸建て住宅無料耐震診断は、各支所基盤産業課でも申し込みできます。)

